

## 掛川市新商品開発応援事業費補助金交付要綱

### 第1 趣旨

市長は、市内事業者等の開発意欲を助長するとともに、地域産業の振興を図るため、新商品開発応援事業を行う市内事業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、掛川市補助金等交付規則（平成17年掛川市規則第30号）及びこの要綱の定めるところによる。

### 第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市内事業者等 次のいずれにも該当する者をいう。

ア 市内に店舗、事務所又は事業所等を有し、市内で現に事業を営み今後も事業を継続する意思がある者であること。

イ 事業主及び従業員が掛川市暴力団排除条例（平成24年掛川市条例第27号）第2条第3号の暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者ではないこと。

ウ 市税を滞納していない者（市税の滞納を計画的に納付し、かつ、完納の見込みがある者を含む。）であること。

エ この要綱に基づき交付される補助金と交付目的を同一とする国又は他の地方公共団体の補助金、交付金その他これらに類するものの交付を受け、又は受けようとする者ではないこと。

(2) 新商品開発応援事業 地場産品（飲食物にあつては、原則30日以上消費期限が保証される商品に限る。）の開発に係る事業をいう。

(3) 地場産品 次のいずれかに該当する商品をいう。

ア 市内で生産されたもの

イ 市内において原材料の主要な部分が生産されたもの

ウ 製造、加工等の工程のうち、市内において主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの

エ 市内で生産された商品のうち、流通構造上、他の自治体のものと混在することが避けられないもの

オ 市内において提供される役務その他これに準ずるものであつて、市に関連性があるもの

### 第3 補助の対象及び補助率（額）

(1) 補助の対象

新商品開発応援事業に要する経費（次に掲げるものに限る。）

- ア 試作及び実験に係る原材料費（市内で生産されたもの又は加工等が行われた原材料に限る。）
- イ 機械装置・設備類の購入費
- ウ 製造及び改良に係る加工料
- エ パッケージ、ラベル等のデザインの開発及び作成に係る経費
- オ マーケティング、調査分析に係る経費
- カ 専門家等の招へいに係る経費
- キ 新商品開発応援事業により開発された地場産品を含む商品の商談会への出店その他の販路の開拓又は拡大に係る経費

(2) 補助率（額）

(1)に掲げる経費（消費税及び地方消費税を除く。）の2分の1以内とし、30万円（市内事業者等ごとに1回に限る。）を限度とする。

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

- ア 交付申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書（様式第2号）
- ウ 収支予算書（様式第3号）
- エ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
  - ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合
  - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 市長の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

## 第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書（様式第4号）
- イ 変更事業計画書（様式第2号）
- ウ 変更収支予算書（様式第3号）
- エ その他市長が必要と認める書類

## 第7 実績報告

(1) 提出書類 各1部

- ア 完了報告書（様式第5号）
- イ 事業実績書（様式第2号）
- ウ 収支決算書（様式第3号）
- エ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日まで

## 第8 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第6号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

附 則

- 1 この要綱は、令和5年度分の補助金から適用する。
- 2 掛川市新商品開発応援補助金交付要綱（令和4年5月30日施行。以下「旧要綱」という。）は、  
廃止する。
- 3 この要綱の施行前に旧要綱の規定により市長に対してなされた申請その他の手続は、それぞれ  
この要綱の相当の規定によりなされた申請その他の手続とみなす。

新商品開発応援事業費補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 掛川市長

所在地

申請者 名 称

代表者

㊟

年度において新商品開発応援事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 交付の申請額 円
- 2 事業計画書 別紙のとおり
- 3 添付書類等 別紙のとおり
- 4 そ の 他

事業計画書（変更事業計画書・事業実績書）

事業者名						
新商品名 (事業名)						
事業実施場所						
具体的な取組内容（新商品の詳細や工夫した点）						
販売予定価格（販売価格）						
販売・提供方法						
売上目標 (単位：個、円) ※補助事業の翌年度より	1年目		2年目		3年目	
	個数	金額	個数	金額	個数	金額
事業期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日					
具体的な事業日程（実際の事業日程）						

様式第3号

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

（単位：円）

区 分	予算額 （変更予算額・決算額）	備 考
計		

2 支出の部

（単位：円）

区 分	予算額（変更予算額・決算額）			内 容
	経費	対象外経費 （消費税）	対象経費	
計				

様式第4号

新商品開発応援事業計画変更承認申請書

年 月 日

(あて先) 掛川市長

所在地

申請者 名 称

代表者

㊟

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた新商品開発応援事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 計画変更の理由
- 2 変更の内容

完 了 報 告 書

年 月 日

(あて先) 掛川市長

所在地  
申請者 名 称  
代表者 ⑩

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた新商品開発応援  
事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

- 1 完了年月日 年 月 日
  - 2 事業実績書 別紙のとおり
  - 3 添付書類等 別紙のとおり
  - 4 補助金交付申請書と相違した場合は、その理由
  - 5 交付決定を受けた額 円
  - 6 その他
- 

上記報告事項について審査しました。  
年 月 日

審査（検査）担当者 ⑩

審査結果の意見

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた新商  
品開発応援事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

(あて先) 掛川市長

所在地  
請求者 名 称  
代表者

㊞

口座振替先金融機関名

支店名

口座種別

口座番号

フリガナ

口座名義人

※市長が別に定める書類

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	耐用 年数	保管場所	補助率	備考

- (注) 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第10条第4項に定める処分制限額以上の財産とする。
- 2 財産名の区分は、(ア)車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(イ)その他の物件とする。
- 3 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

取得財産等管理明細表（ 年度）

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	耐用 年数	保管場所	補助率	備考

- (注) 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第10条第4項に定める処分制限額以上の財産とする。
- 2 財産名の区分は、(ア)車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(イ)その他の物件とする。
- 3 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。